

新型インフルエンザ対策行動計画等について

1 教育委員会事務局新型インフルエンザ対策行動計画

別添のとおり

2 学級閉鎖の状況等（平成21年7月23日現在）※

(1) 学級閉鎖を行った学校

学校名	区名	発症児童 生徒数(人)	閉鎖 学級数	学級閉鎖期間	日数	備考
大曾根小	港北区	2	1	7月13日(月)～14日(火)	2	
北綱島小	港北区	2	1	7月14日(火)～15日(水)	2	
		1	(延長)	7月16日(木)～18日(土)	3	同クラスで発症
羽沢小	神奈川区	1	1	7月14日(火)～15日(水)	2	他に体調不良者 18名
		11	(延長)	7月16日(木)～18日(土)	3	同クラスで発症
		3	1	7月15日(水)～18日(土)	4	他の3クラスで各1 名発症により本人 のみ出席停止

(2) (1) の他、学級閉鎖を行わないが感染児童生徒が確定された学校数

学校	校数	発生状況等
小学校	5	発症児童数各1名
中学校	2	①発症生徒数1名、②部活動停止(3日間)

※7月17日(金)以降、本市の対応方針においては、検体のPCR検査は、患者・疑い患者に対する全件検査を止め、学校や保育施設等での集団発生が疑われる事例や重症化するおそれのある患者を対象とした検査に変更になっています。

3 その他

(1) 新型インフルエンザ対応に係る他都市調査の実施

ア 大阪市教育委員会事務局

イ 平成21年7月15日(水)本市から3名派遣

ウ 調査内容

- ・保健所との連携等
- ・児童・生徒への指導・啓発及び保護者への対応
- ・休校時の学習支援策 他

エ 5月18日から7日間実施した、学校の臨時休業期間中の学習支援策や教育委員会と学校との連絡体制等、実際の対応から本市が学ぶことがあった。

横浜市教育委員会事務局
新型インフルエンザ対策行動計画

平成 21 年 6 月
横浜市教育委員会

【 目 次 】

第1章 はじめに

- (1) 教育委員会事務局新型インフルエンザ対策行動計画の目的 — p 1
- (2) 新型インフルエンザとは — p 2

第2章 国及び横浜市の「新型インフルエンザ対策行動計画」

- (1) 国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の考え方 — p 7
- (2) 「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」の考え方 — p 10

第3章 教育委員会の新型インフルエンザ対策

- (1) 教育委員会の対応の基本 — p 11
- (2) 教育委員会の対応体制 — p 12
- (3) 学校の臨時休業に関する考え方 — p 14

第4章 各発生段階における対応

- (1) 未発生期 — p 17
- (2) 第一段階（海外発生期） — p 18
- (3) 第二段階Ⅰ（国内発生早期・八都縣市以外発生期） — p 19
- (4) 第二段階Ⅱ（国内発生早期・八都市市内発生期） — p 20
- (5) 第三段階Ⅰ（感染拡大期） — p 21
- (6) 第三段階Ⅱ（まん延期） — p 22
- (7) 第三段階Ⅲ（回復期） — p 23
- (8) 第四段階（小康期） — p 24

第1章 はじめに

(1) 教育委員会事務局新型インフルエンザ対策行動計画の目的

横浜市においては、新型インフルエンザの国内発生に備えるため、平成17年12月に「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、最新の状況に応じた改訂を行い体制の整備を図ってきたところである。教育委員会事務局においても、**市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における感染拡大を可能な限り防止し、児童・生徒・教職員等の健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめるために、教育委員会事務局の対応を定める行動計画を策定した。**また、市立図書館等の教育委員会事務局所管施設においても、他区局所管の市民利用施設と同様に、感染拡大の防止に関する対応を定めている。

さらに、**学校内における新型インフルエンザへの対策や、特段の配慮を必要とする児童・生徒への対応については、「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」において具体的な行動指針を定めている。**

国においては、厚生労働省が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しており、「鳥インフルエンザ」に起因する新型インフルエンザ(H5N1)を想定している。しかしながら、平成21年4年に発生した「ブタインフルエンザ」に起因する新型インフルエンザ(A/H1N1)は、国の行動計画の想定している毒性よりも弱かったため、政府は平成21年5月に「基本的対処方針」を示し、対応の弾力化を図った。従って、**新型インフルエンザの対応は、発生状況に加えてウイルスの毒性等を総合的に判断し、国等の情報に基づき冷静な対応をしていくことが必要である。**

本行動計画においても、新型インフルエンザの出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ、また、それによるパンデミックの規模についての予測は困難であるため、**今後新型インフルエンザに関する新たな情報や本市行動計画の改訂に伴う変更等を反映させ、必要に応じて改訂を行い、教育委員会事務局の危機管理体制の強化を図っていくこととする。**

■ 教育委員会事務局所管・関連施設一覧（学校を除く。）

【小中学校教育課】国際学生会館、少年自然の家（赤城・南伊豆）

少年野外活動センター（道志・三ツ沢・大池、鉄）

【情報教育課】情報処理教育センター

【特別支援教育課・特別支援教育相談課】特別支援教育総合センター

【教育相談課】専門相談、ハートフルスペース（2か所）

ハートフルルーム（8か所）、ハートフルスペース都筑

【生涯学習課】社会教育コーナー

【文化財課】歴史博物館、開港資料館、都市発展記念館、ユーラシア文化館

三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センター

【企画運営課】中央図書館、地域図書館（17館）

【研究研修指導課】教育文化センター（授業改善支援センターを含む。）

【授業改善支援課】南部授業改善支援センター、北部授業改善支援センター

西部授業改善支援センター

(2) 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、従来ヒトには感染しないと言われていた動物のインフルエンザ（「ブタインフルエンザ」や「鳥インフルエンザ」）がヒトにも感染し、それが変異してヒトからヒトへと効率的に感染するようになったものである。新型インフルエンザは、誰も免疫を持たないため、世界的な大規模流行（パンデミック）を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響を及ぼすことが予想されている。また、発生した場合の症状や感染力の強さ等についての予測は困難である。

20世紀では、1918年にスペインインフルエンザが大流行し約4,000万人が死亡したと推計されており、わが国でも約39万人が死亡している。また、1957年のアジアインフルエンザや1968年の香港インフルエンザでも大流行を起こし、社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

また、平成21年4月には、メキシコを中心に「ブタインフルエンザ」の感染が拡大し、ヒトからヒトへの感染がアメリカ・カナダ等にも拡大したことから、日本時間の4月27日23時にWHO（世界保健機関）は新型インフルエンザの警戒レベルを引き上げた（フェーズ3からフェーズ4）。これを受け、わが国においても、内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」が設置されるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したことを宣言した。その後、WHOは警戒レベルを4月25日にフェーズ5に、さらに6月11日にフェーズ6（パンデミック）に引き上げた。

以下、国における「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁連絡会議」が策定した「新型インフルエンザガイドライン」から、本市教育委員会事務局において共通認識することが必要な新型インフルエンザに関する基礎知識について抜粋して記載する。

《参考》

「新型インフルエンザガイドライン（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁連絡会議 策定）」【抜粋】

【厚生労働省 HP：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/09.html>】

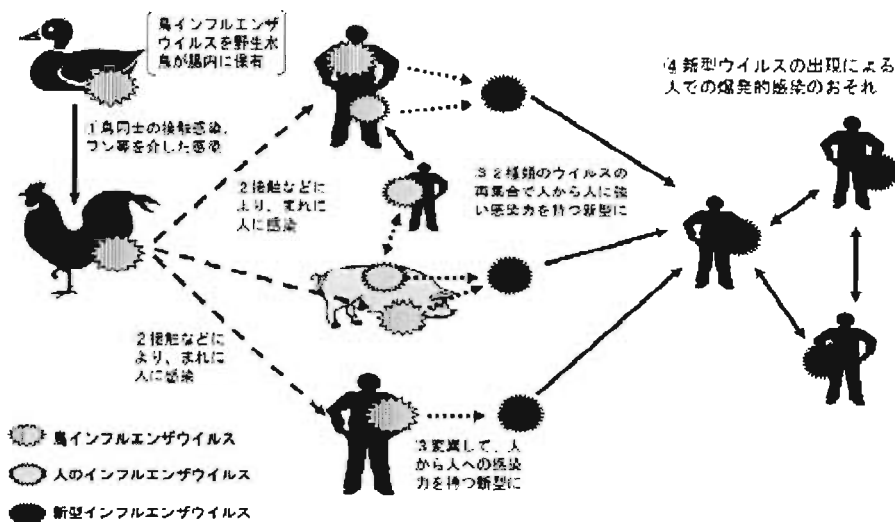
新型インフルエンザの基礎知識

1 新型インフルエンザの概要

<1> 新型インフルエンザの発生

○ 新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるようになり、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

【図1】鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



○ 新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

○ 鳥インフルエンザウイルスにも様々な種類がある。現在最も新型インフルエンザに変異する可能性の高いウイルスとして、H5N1と呼ばれる型のものがあるが、実際にどの型が流行するかは明らかではない。

1) 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

○ 新型インフルエンザと通常のインフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

【表1】新型インフルエンザと通常のインフルエンザとの違い

項目	新型インフルエンザ	通常のインフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	未確定（発生後に確定）	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定（発生後に確定）	2～5日
人への感染性	強い	あり（風邪より強い）
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致死率※1)	未確定（発生後に確定） ※アジア・インフルエンザ：約0.5% スペイン・インフルエンザ：約2%	0.1%以下

※1) 致死率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病の罹患患者数

○ 新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。

2) 過去に流行した新型インフルエンザからの示唆

○ 過去に流行した新型インフルエンザの一つとしてスペイン・インフルエンザ（1918年-1919年）がある。

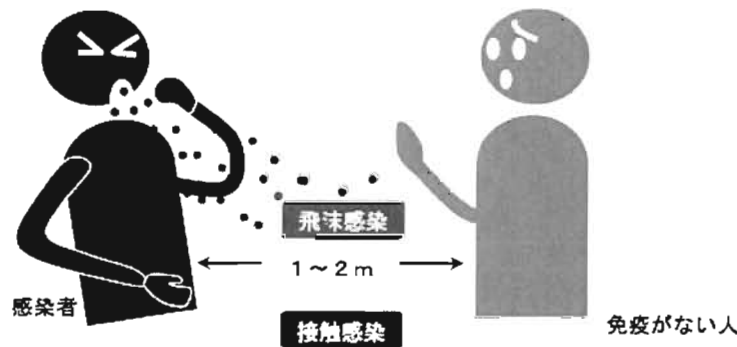
○ スペイン・インフルエンザでは、世界中の流行に6～9か月の期間を要したと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、航空機などの交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間にまん延する可能性が高いと考えられる。また、スペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があり、一つの波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

<2> インフルエンザウイルスの感染経路

○ 毎年人の中で流行する通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されており、事業所においては基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。空気感染の可能性は否定できないものの一般的に起きるとする科学的根拠はないため、事業所等においては空気感染を想定した対策よりもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要であると考えられる。

○ また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

【図2】 新型インフルエンザの主な感染経路



1) 飛沫感染

○ 飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

2) 接触感染

○ 接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

《参考》空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

2 基本的な新型インフルエンザ対策

<1>薬剤を用いた新型インフルエンザ対策

○ 国では新型インフルエンザ対策として、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬を用いた対策を行っている。

<2>個人や事業者が実施できる具体的な感染防止策

1) 対人距離の保持

○ 最も重要な感染防止策は、対人距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。

(目的)

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・ 通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

(方法)

- ・ 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

2) 手洗い

○ 手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。

(目的)

- ・ 本人及び周囲への接触感染の予防

(効果)

- ・ 流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

(方法)

- ・ 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・ 手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

3) 咳エチケット

○ 風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

(目的)

- ・咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。

(方法)

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

< 3 > 感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品

○ 一般的な企業が新型インフルエンザの感染防止策として使用を検討する代表的な個人防護具は、マスク、手袋、ゴーグル等がある。感染防止策については、前述のように外出を控える、手洗いの励行といった方法を主にしながら個人防護具は補助的に用いる。個人防護具は、適正に使用しないと効果は十分には得られない点に留意する必要がある。

1) 主な個人防護具について

① マスク

- ・症状のある人がマスクを着用することによって、咳やくしゃみによる飛沫の拡散を防ぎ、感染拡大を防止できる。ただし、健康な人が日常生活においてマスクを着用することによる効果は現時点では十分な科学的根拠が得られていない。そのため、マスクによる防御効果を過信せず、お互いに距離をとるなど他の感染防止策を重視することが必要となる。やむを得ず、外出をして人混みに入る可能性がある場合には、マスクを着用することが一つの感染防止策と考えられる。
- ・家庭用の不織布製のマスクを使用することが望まれる。マスクの装着に当たっては説明書をよく読み、正しく着用する。特に、顔の形に合っているかについて注意する。
- ・マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。
- ・なお、家庭用の不織布製マスクは、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、医療用の不織布製マスク（サージカルマスク）とほぼ同様の効果があると考えられる。
- ・N95 マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。

② 手袋

- ・新型インフルエンザウイルスは、手から直接感染するのではなく、手についたウイルスが口や鼻に触れることで感染する。つまり、手袋をしていても、手袋を着用した手で鼻や口を触っては感染対策にはならない。

③ ゴーグル、フェイスマスク

- ・ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐために着用が考えられる。ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染予防にもつながる。

第2章 国及び横浜市の「新型インフルエンザ対策行動計画」

(1) 国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の考え方

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」においては、あらかじめ発生・流行時に想定される発生段階の5つの区分に応じた行動計画を定めている（【資料1】を参照）。また、発生段階と方針については【資料2】のとおりである。

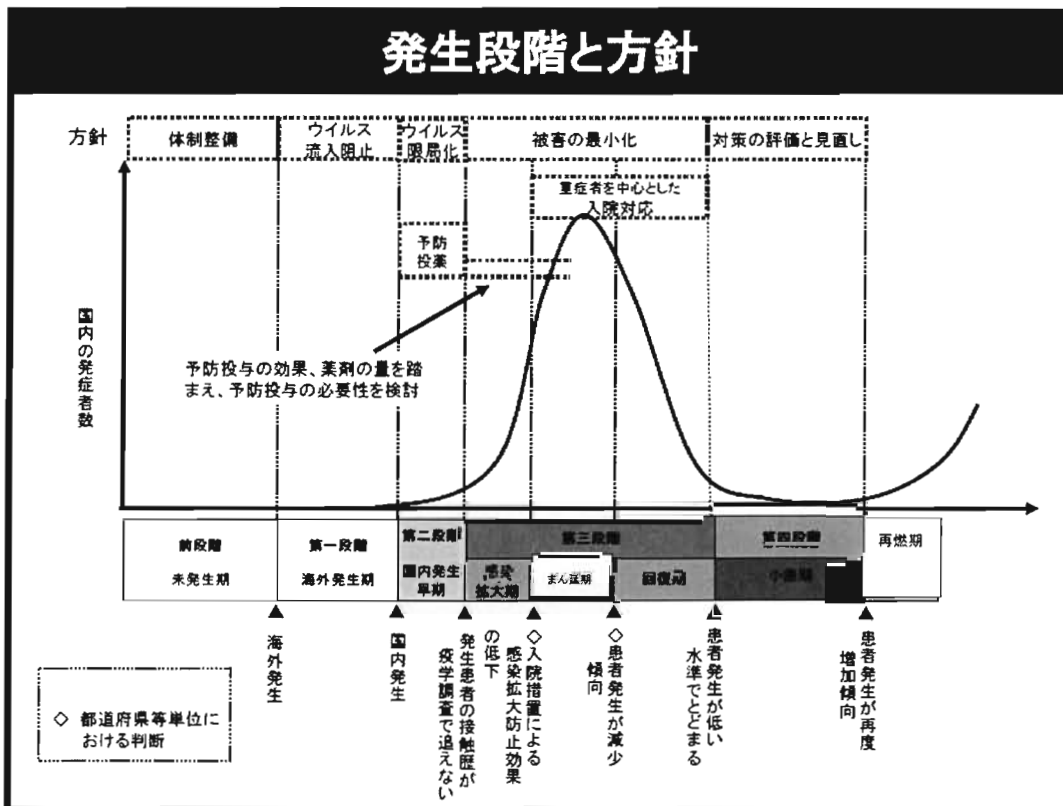
※WHO（世界保健機関）定める新型インフルエンザの発生段階（フェーズ）の考え方は、p9の【資料3】のとおりである。

【資料1】国が定める新型インフルエンザの発生段階と状態

発生段階		状態
前段階		新型インフルエンザが発生していない段階
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
(各都道府県の判断)	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される場合
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【資料2】国が定める新型インフルエンザ発生段階と方針

【厚生労働省 HP「新型インフルエンザ対策行動計画」より抜粋
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>】



(参考) 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生

【資料3】WHO（世界保健機関）のフェーズの定義と国の目標
 【厚生労働省 HP「新型インフルエンザ対策行動計画」より抜粋
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/13.html>】

定義		目標
フェーズ1	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。動物においては、ヒトに感染する恐れのあるインフルエンザウイルスが存在しているが、もしも動物に見られたとしても、ヒトへの感染リスクは小さいと考えられる。	ヒトに感染する可能性がある亜型インフルエンザは存在していないが、将来のインフルエンザパンデミックに対する対策を強化する。
フェーズ2	国内非発生A	動物においてヒトに感染する可能性が高い亜型インフルエンザが存在するため、ヒトへの感染伝播のリスクを減少させる対策を講じる。また、そのような感染伝播が発生した際には、迅速に検知し、報告する体制を整備する。
	国内発生B	
フェーズ3	国内非発生A	ヒトに対する感染が発生しているため、新しい亜型のウイルスの迅速な同定と、追加症例の早期検知、報告、対応を確実に実施する。
	国内発生B	
フェーズ4	国内非発生A	準備した事前対策を導入する時間を稼ぐため、新型ウイルスに限られた発生地域内に対し込めを行う。あるいは、拡散を遅らせる。
	国内発生B	
フェーズ5	国内非発生A	パンデミック対応策を実施する時間を稼ぐため、新型ウイルスの封じ込めを行う。あるいは、拡散を遅らせるための努力を最大限行う。
	国内発生B	
フェーズ6	国内非発生	社会機能を維持させるため、パンデミックの影響（被害）を最小限に抑える。
	バンデミック： 一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。	次の大流行（第2波）に向けて、これまでの対策の評価、見直し等を行う。
	小康状態： バンデミック期が終わり、次の大流行（第2波）までの期間	
第2波： 次の大流行の時期		
	後バンデミック期（リカバリ期）：バンデミック間期への復帰	これまでの実施対策を段階的に縮小させる。また、これまで実施した対策について評価を行い、行動計画の見直しを行うとともに、次期流行に備えた対策を実施する。

※本行動計画におけるフェーズの表記について：
 国内非発生の場合には、「A」、国内発生の場合には、「B」としている。
 (例：WHOフェーズ2における国内非発生は、フェーズ2A、国内発生はフェーズ2B)

(2) 「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」の考え方

本市における総合的な新型インフルエンザ対策を関係区局等が連携・協力して講じるために、発生状況に応じた全庁的な対応体制を整備している。本市における各発生段階に応じた庁内体制と対応の考え方は【資料4】のとおりである。

【資料4】横浜市における各発生段階に応じた庁内体制と対応の考え方

発生段階	WHO フェーズ	庁内体制	対応の考え方
前段階	1	関係部署による情報収集	・通常のインフルエンザ対策
	2A	関係部署による連携と情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・高原病性鳥インフルエンザ発生時の対応 ・新型インフルエンザの発生防止 ・市内でトリートリへの感染が発生し、鳥インフルエンザ対策本部を設置した後、国内でヒトへの感染が発生した場合は、新型インフルエンザ対策本部へ移行
	2B	【県外発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会 会長：健康福祉局危機管理責任者(副局長)	
		【県内発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部 本部長：危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事) 区本部長：危機管理責任者(副区長)	
		【市内発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策本部 本部長：市長 区本部長：区長	
		3A	横浜市新型インフルエンザ対策推進会議 議長：副市長
	3B		<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を随時見直し、全庁的な対策を総合的に推進 ・国外・国内発生 の早期把握 ・市内発生を早期把握(市内で発生した場合)し、感染拡大の防止に努め、健康被害を最小限にとどめる。
第一段階 【海外発生期】	4A 5A 6A	横浜市新型インフルエンザ対策本部 本部長：市長 区本部長：区長	
第二段階 【国内発生早期】	4B 5B 6B		<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市緊急事態等対処計画」及び「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」により対応 ・感染まん延防止の初期対応 ・状況に応じた医療供給体制の提供 ・医療資源、社会資源の有効活用 ・社会・経済機能の維持 ・市民の社会活動の自粛要請
第三段階 【感染拡大期】 【まん延期】 【回復期】			
第四段階 【小康期】	後パンデミック期		<ul style="list-style-type: none"> ・計画・指針等の見直し ・まん延防止策の終了 ・流行終結まで、市民への情報提供

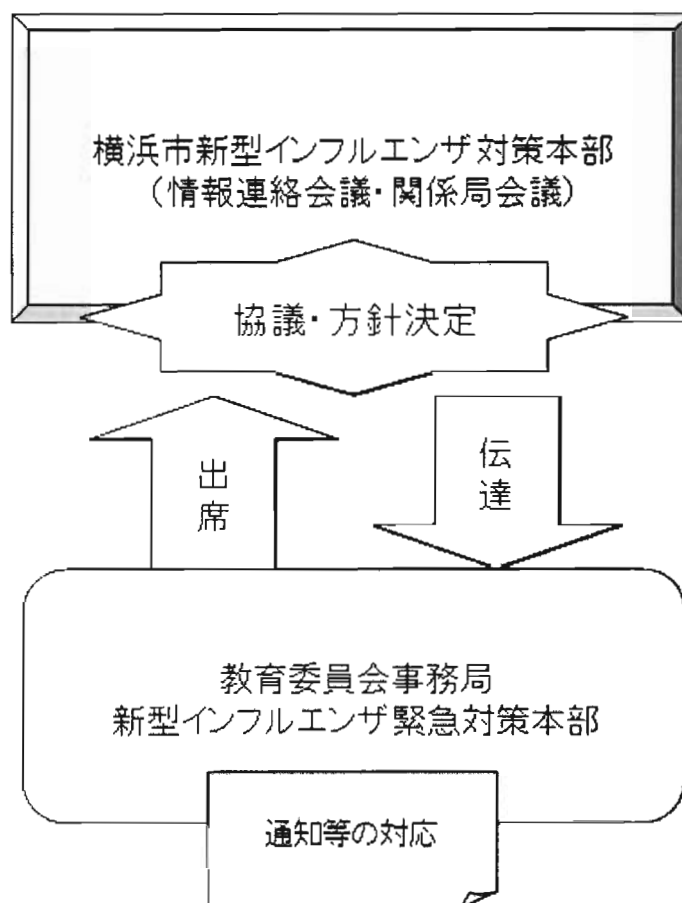
第3章 教育委員会の新型インフルエンザ対策

(1) 教育委員会の対応の基本

教育委員会における新型インフルエンザの対応については、国が示した「**新型インフルエンザ対策行動計画**」や「**基本的対処方針**」等を踏まえ、市長を本部長とする「**横浜市新型インフルエンザ対策本部**」において協議、決定された方針に基づき対応することを基本とする。

※横浜市新型インフルエンザ対策本部と教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部との連携体制

- ①「横浜市新型インフルエンザ対策本部」における会議の招集により、教育委員会より教育長等が出席し協議を行い、対応の方針決定を行う。
- ②その後、速やかに「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」を招集し、本市対策本部の方針が伝達され、具体的な対応（通知の発出等）について決定する。



(2) 教育委員会の対応体制

本行動計画においては、本市行動計画の考え方に従い、本市の全庁的な体制に連動し、教育委員会事務局での危機管理体制を次のとおり構築する。各発生段階における本市及び教育委員会事務局の体制については【資料5】のとおりである。

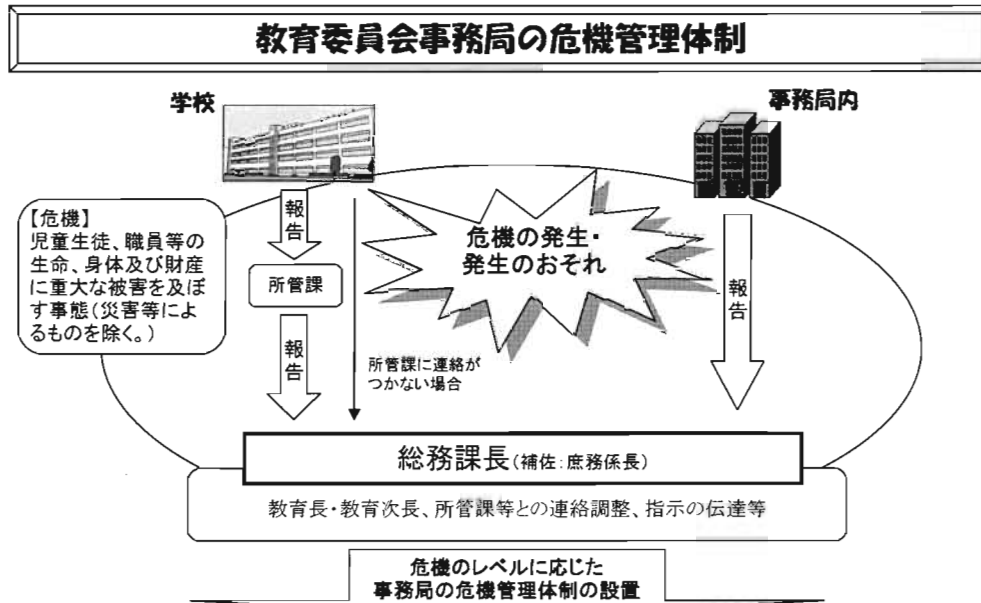
【資料5】各発生段階における本市及び教育委員会事務局の体制

発生段階	WHO フェーズ	庁内体制	教育委員会 事務局の体制
前段階	1	関係部署による情報収集	—
	2A	関係部署による連携と情報の共有化	—
	2B	【県外発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会 会長：健康福祉局危機管理責任者(副局長)	危機管理体制C 【新型インフルエンザ警戒体制】 統括：総務部長
		【県内発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部 本部長：危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事) 区本部長：危機管理責任者(副区長)	
		【市内発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策本部 本部長：市長 区本部長：区長	
	3A	横浜市新型インフルエンザ対策推進会議 議長：副市長	危機管理体制B 【新型インフルエンザ対策本部】 本部長：教育次長
3B			
第一段階 【海外発生期】	4A 5A 6A		
第二段階 【国内発生早期】	4B 5B 6B	横浜市新型インフルエンザ対策本部 本部長：市長 区本部長：区長	危機管理体制A 【新型インフルエンザ緊急対策本部】 本部長：教育長
第三段階 【感染拡大期】 【まん延期】 【回復期】			
第四段階 【小康期】			

※教育委員会事務局と学校との緊急連絡体制

- ①平日の日中については、YCAN「学校文書システム(学校便利帳)」への情報掲載や緊急FAX等で情報提供する。
- ②休日・夜間については、学校長の携帯電話等に連絡する。また、教育委員会ホームページを活用して周知する。校長等の携帯電話へのメール配信については、導入され次第併用する。
- ③各学校から保護者への緊急連絡にあたっては、電話や電子メールを活用した連絡体制を各学校で構築する。

《参考》教育委員会事務局の危機管理体制



◎総務課は、警戒体制・本部設置中は、事務局内にその旨を周知する。

(3) 学校の臨時休業に関する考え方

- ①原則として、国が定める「感染拡大防止に関するガイドライン」に従って、横浜市は設置者として臨時休業を実施するかの判断を行う。
- ②但し、流行中の新型インフルエンザの特性に応じて、国から「基本的対処方針」等が示された場合は、新たに示された方針を踏まえた対応を検討する。
- ③臨時休業の実施に当たっても、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ対策本部」の協議・決定を踏まえて実施する。
- ④具体的には、ウイルスの毒性の強弱や発生範囲等を見極めて慎重に判断する必要があり、その判断の考え方は【資料6】のとおりである。なお、学校における具体的な対応については、「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」に基づくものとする。

【資料6】本市における学校の臨時休業等（※）に関する考え方

毒性／発生範囲	八都県市以外で発生	八都県市で発生	県内(横浜市外)及び近接自治体で発生	市内の一部区域で発生	市内の全域で発生
強毒性が明らか	休業等せず	全校休業等	全校休業等	全校休業等	全校休業等
毒性が未確定	休業等せず	状況により休業等を検討	発生地域の一部休業等	全校休業等	全校休業等
弱毒性が明らか	休業等せず	休業等せず	休業等せず	発生地域の一部休業等	全校又は一部を休業等

※「臨時休業等」には、学校の臨時休業の他、「学年閉鎖」及び「学級閉鎖」を含む。

《参考》

「新型インフルエンザ対策ガイドライン」中の「感染拡大防止に関するガイドライン」
新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議【抜粋】

【厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/09.html>】

第二段階（国内発生早期＝フェーズ3 B）における感染拡大防止対策

3) 地域対策及び職場対策

○ 患者が確認された都道府県は、地域における学校等の臨時休業、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛、外出の自粛や公共交通機関の利用自粛を、適宜呼びかける。

患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県で患者が確認された場合は、住民の生活圏や通勤、通学の状況等も踏まえて、これらの対策の実施について検討する。

（学校等）

・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。

・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された場合、都道府県教育委員会等は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県教育委員会等に周知する。

・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、判断されるものとする。

[開始時期]

原則として、都道府県において第 1 例目の患者が確認された時点とする（ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。）。なお、都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。

[終了時期]

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね 7 日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

《参考》医療の確保、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（厚生労働省）

※新型インフルエンザ（A/H1N1）に弾力的に対応するために、政府が「基本的対処方針」を定めた際に、学校での対応を具体的に示すため厚生労働省が発出した。

○平成 21 年 5 月 22 日【要約】：厚生労働省による国内患者報告数 289 名（午前 9 時現在）

感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域	必要に応じて、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。 ※休業の要請については、一週間ごとに検討する。
急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域	学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の生徒等を感染から守るために、当該学校・保育施設等について臨時休業とする。

○平成 21 年 6 月 19 日【抜粋】：厚生労働省による国内患者報告数 740 名（午前 11 時現在）

・ 学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。

なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。

第4章 各発生段階における対応

- 本章では、第3章で示す教育委員会の新型インフルエンザ対策について、各所管課及び所管施設において具体的な対応が図れるよう、国が定める発生段階に応じた対策を示すものである。
- ここに示す対応は、「鳥インフルエンザ」に起因する新型インフルエンザ（H5N1）を想定しているが、それ以外のウイルスに起因する場合についても、本行動計画の他、政府が示す「基本的対処方針」等や、本市対策本部の方針に従い行動するものとする。
- 特に、学校等の臨時休業の判断については、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ対策本部」の協議・決定を踏まえて実施するものとする。
なお、学校における具体的な対応については、「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」に基づくものとする。

■ 各発生段階における本市及び教育委員会事務局の体制（再掲）

発生段階	WHO フェーズ	庁内体制	教育委員会 事務局の体制
前段階	1	関係部署による情報収集	—
	2A	関係部署による連携と情報の共有化	—
	2B	【県外発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会 会長：健康福祉局危機管理責任者（副局長）	危機管理体制C 【新型インフルエンザ警戒体制】 統括：総務部長
		【県内発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部 本部長：危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事） 区本部長：危機管理責任者（副区長）	
		【市内発生】 横浜市鳥インフルエンザ対策本部 本部長：市長 区本部長：区長	
	3A	横浜市新型インフルエンザ対策推進会議 議長：副市長	危機管理体制B 【新型インフルエンザ対策本部】 本部長：教育次長
3B	横浜市新型インフルエンザ対策本部 本部長：市長 区本部長：区長	危機管理体制A 【新型インフルエンザ緊急対策本部】 本部長：教育長	
4A 5A 6A			
4B 5B 6B			
第一段階 【海外発生期】	後パンデミック期		
第二段階 【国内発生早期】			
第三段階 【感染拡大期】 【まん延期】 【回復期】			
第四段階 【小康期】			

（1）未発生期

状況：動物からヒトへの感染事例も認められるが、ヒトーヒト感染が明らかでない。

①対応方針

○本市対策本部等を通じた発生状況の情報収集と局内の情報共有を図る。

②危機管理体制

- フェーズ 1、2 A：総務課・健康教育課で情報収集、局内で共有
- フェーズ 2 B：危機管理体制C【警戒体制】 統括：総務部長
- フェーズ 3 A：危機管理体制B【対策本部】 本部長：教育次長
- フェーズ 3 B：危機管理体制A【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

- ・ 国外の発生状況及び国内の対応に関する情報収集
- ・ 横浜市新型インフルエンザ対策本部等との連絡・調整
- ・ 教育委員会事務局内での情報共有及び会議運営

- ・教育委員会事務局の備品（マスク等）の調達・保管

【健康教育課】

- ・学校への情報提供及び感染予防指導並びに学校からの相談対応
- ・健康福祉局及び区福祉保健センターとの連携
- ・学校用の備品（マスク等）の調達・保管
- ・《3A・3B》学校へ家きんや野鳥との接触を避けることに関する周知
- ・《3A》該当国から帰国した児童・生徒に対する情報収集
- ・《3B》学校における児童・生徒による飼育動物（鳥）接触の中止を周知

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

- ・海外派遣教職員及び海外渡航者に係る情報収集

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

- ・学校の臨時休業及び行事・部活動・修学旅行等の中止に備えた対策の検討
- ・学校の臨時休業中の具体的な学習支援策の検討
- ・事務局と学校間の連絡体制の確立

【情報教育課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・教育相談課・生涯学習課・

文化財課・企画運営課・研究研修指導課・授業改善支援課】

- ・各所管施設（p 1 参照）の連絡体制の確立
- ・各所管施設における備品（マスク等）の調達・保管
- ・各所管施設内でのポスター・館内放送等による感染予防対策の呼びかけ
- ・各所管施設の嘱託員等の海外渡航に係る情報収集
- ・ハートフルスペース・ハートフルルームに通室している児童・生徒への在籍校・小中学校教育課・健康教育課との連携による対応（教育相談課）

（2）第一段階（海外発生期）

状況：海外でヒトーヒト感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認される。

①対応方針

- 児童・生徒や教職員の海外渡航による感染防止の対応を実施する。
- 国外との交流を伴う行事の中止等について検討する。

②危機管理体制

危機管理体制 A 【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

※未発生期の対応を継続

【健康教育課】

※未発生期の対応を継続

- ・感染予防指導（マスク着用・手洗い・うがいの励行）及び学校からの相談

対応

- ・発生国から帰国した児童・生徒に対する情報収集
- ・検温等による健康観察及び発熱状況調査の開始
- ・学校への啓発ポスター等の配付及び校内の啓発活動の強化
- ・保護者への啓発活動の強化

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

- ※未発生期の対応を継続
- ・発生国への渡航の自粛要請

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

- ※未発生期の対応を継続
- ・海外との交流行事（修学旅行・ホームステイ等）の中止等の検討
- ・事務局と学校間の連絡体制の周知

【研究研修指導課・授業改善支援課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・企画運営課・教育相談課・文化財課・生涯学習課 等】

- ※未発生期の対応を継続
- ・各所管施設の嘱託員等に対する発生国への渡航の自粛要請

(3) 第二段階 I (国内発生早期・八都県市以外発生期)

状況：八都県市以外で新型インフルエンザの発生が確認されているが、感染者は非常に限定されている。

①対応方針

- 児童・生徒や教職員・事務局職員の健康状態の監視等を強化する。
- 関係機関と協議の上、学校及び所管施設（以下「学校等」という。）の臨時休業について検討する。

②危機管理体制

危機管理体制 A 【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

- ※第一段階の対応を継続
- ・教育委員会事務局への備品（マスク等）の配付

【健康教育課】

※第一段階の対応を継続

- ・市内の児童・生徒に対する情報収集
- ・他都市における対応の情報収集
- ・学校への備品（マスク等）の配付

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

※第一段階の対応を継続

- ・教職員及び事務局職員への情報提供及び健康状態の監視
- ・感染予防指導（マスク着用・手洗い・うがいの励行）及び不要不急の外出の自粛を要請

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

- ・学校の臨時休業に関する検討（p14 参照）
- ・行事・部活動・修学旅行等の中止の検討又は実施
- ・事務局と学校間の連絡体制の周知及び連絡
- ・所管施設（p 1 参照）における休館の検討
- ・学校の臨時休業中の具体的な学習支援策の周知
- ・各所管施設への備品（マスク等）の配付

【情報教育課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・教育相談課・生涯学習課・文化財課・企画運営課・研究研修指導課・授業改善支援課】

※第一段階の対応を継続

- ・各所管施設（p 1 参照）における休館の検討
- ・各所管施設への備品（マスク等）の配付
- ・各所管施設の嘱託員等への情報提供及び健康状態の監視

（４）第二段階Ⅱ（国内発生早期・八都県市内発生期）

状況：八都県市内で新型インフルエンザの発生が確認されているが、感染者は非常に限定されている。

①対応方針

- 感染拡大防止に向けた徹底的な封じ込めを行う。
- 関係機関と協議の上、学校等の臨時休業について検討又は実施する。

②危機管理体制

危機管理体制 A 【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

※第二段階Ⅰの対応を継続

【健康教育課】

※第二段階Ⅰの対応を継続

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

※第二段階Ⅰの対応を継続

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

※第二段階Ⅰの対応を継続

- ・学校の臨時休業に関する検討又は実施（p14 参照）
- ・所管施設（p 1 参照）における休館の検討又は実施
- ・学校の臨時休業中の具体的な学習支援策の周知又は実施
- ・発生した場合の事務局と学校間の緊急連絡
- ・学校の臨時休業中の家庭との連携及び地域パトロール等の指導

【情報教育課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・教育相談課・生涯学習課・

文化財課・企画運営課・研究研修指導課・授業改善支援課】

※第二段階Ⅰの対応を継続

- ・各所管施設（p 1 参照）における休館の検討又は実施

（5）第三段階Ⅰ（感染拡大期）

状況：国内でヒトーヒト感染が確認され、患者の接触歴が疫学検査で追えなくなった事例が生じている。但し、入院措置等による感染拡大防止効果が期待されている状態である（都道府県の判断）。

①対応方針

- 教職員及び事務局職員の業務を順次縮小する。
- 児童・生徒及び教職員・事務局職員の不要不急の外出の自粛等を徹底する。
- 関係機関と協議の上、学校等の臨時休業について検討又は実施する。

②危機管理体制

危機管理体制 A 【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

※第二段階Ⅱの対応を継続

- ・業務及び人員の縮小について検討又は実施

【健康教育課】

- ※第二段階Ⅱの対応を継続

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

- ※第二段階Ⅱの対応を継続
- ・教職員の業務の縮小について検討又は実施

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

- ※第二段階Ⅱの対応を継続

【情報教育課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・教育相談課・生涯学習課・文化財課・企画運営課・研究研修指導課・授業改善支援課】

- ※第二段階Ⅱの対応を継続

（6）第三段階Ⅱ（まん延期）

状況：一般のヒト社会への継続的な伝播が認められ、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態（都道府県の判断）。

①対応方針

- 教職員及び事務局職員の業務を必要最低限に限定する。
- 児童・生徒及び教職員・事務局職員の外出の自粛を徹底する。
- 関係機関と協議の上、学校等の臨時休業について実施する。

②危機管理体制

危機管理体制A【緊急対策本部】本部長：教育長

③所管課における対応

【全課共通】

- ※必要最低限の業務を遂行する。

- ・行政運営調整局の指示に従い出勤者を必要最低限度に限定する。
- ・電話・E-Mail を用いて自宅で業務遂行可能な職員について、極力自宅勤務を可能とするよう検討する。

【総務課】

- ・横浜市新型インフルエンザ対策本部等との連絡・調整
- ・学校等との連絡方法の確保
- ・事務局職員の安全確認
- ・必需物資の確保

(7) 第三段階Ⅲ（回復期）

状況：各都道府県において、感染まん延のピークを越えたと判断できる状態（都道府県の判断）。

①対応方針

- 通常業務への段階的な回復にむけた検討を行う。
- 児童・生徒及び教職員・事務局職員の外出の自粛を徹底する。
- 学校等の臨時休業の解除に向けた検討を行う。

②危機管理体制

危機管理体制 A 【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

- ・国外及び国内の発生状況に関する情報収集
- ・横浜市新型インフルエンザ対策本部との連絡・調整
- ・教育委員会事務局内での情報共有及び会議運営
- ・通常業務の段階的な回復に向けた検討

【健康教育課】

- ・学校への情報提供及び感染予防指導（マスク着用・手洗い・うがいの励行・外出自粛）並びに学校からの相談対応
- ・市内の児童・生徒に対する情報収集
- ・健康福祉局との連携

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

- ・海外派遣教職員及び海外渡航者に係る情報収集
- ・教職員及び事務局職員への情報提供
- ・教職員及び事務局職員への外出の自粛を要請
- ・教職員の通常業務の段階的な回復に向けた検討

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

- ・臨時休業の継続と学校再開に向けた検討
- ・事務局と学校間の緊急連絡
- ・所管施設（p 1 参照）における休館の継続及び再開にむけた検討

【情報教育課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・教育相談課・生涯学習課・文化財課・企画運営課・研究研修指導課・授業改善支援課】

- ・各所管施設（p 1 参照）における休館の継続及び再開に向けた検討
- ・各所管施設の嘱託員等への海外渡航に係る情報収集
- ・各所管施設の嘱託員等への情報提供

（8）第四段階（小康期）

状況：患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

①対応方針

- 通常業務の段階的な回復にむけた検討又は実施を行う。
- 外出の自粛を徹底するとともに、再流行に対する注意喚起を行う。
- 学校等の臨時休業等の解除に向けた検討又は実施を行う。

②危機管理体制

危機管理体制 A 【緊急対策本部】 本部長：教育長

③所管課における対応

【総務課】

※第三段階Ⅲの対応を継続

- ・通常業務の段階的な回復に向けた検討又は実施

【健康教育課】

※第三段階Ⅲの対応を継続

【教職員人事課・教職員労務課・職員課】

※第三段階Ⅲの対応を継続

・教職員の通常業務の段階的な回復に向けた検討又は実施

【小中学校教育課・特別支援教育課・高等学校教育課】

※第三段階Ⅲの対応を継続

・臨時休業の解除に向けた検討又は実施

・所管施設（p 1 参照）照における休館の解除にむけた検討又は実施

【情報教育課・特別支援教育課・特別支援教育相談課・教育相談課・生涯学習課・文化財課・企画運営課・研究研修指導課・授業改善支援課】

・各所管施設（p 1 参照）における休館の解除に向けた検討又は実施

《資料編》

（1）平成 21 年 5 月 22 日 発出 文部科学省事務連絡

事 務 連 絡
平成 21 年 5 月 22 日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中等高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第 5 報）

今回の新型インフルエンザについては、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることを踏まえ、政府においては、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、5月1日に決定した政府の「基本的対処方針」を改定し、厚生労働大臣が学校の臨時休業の要請等についての運用指針を別途定めることとされました（別紙1～3参照）。なお、5月16日の「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては今回の「基本的対処方針」に盛り込まれております。

また、文部科学省においても、同日、文部科学省新型インフルエンザ対策本部を開催したところです。

については、厚生労働省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報にも御注意いただくとともに、改定された「基本的対処方針」等に基づき、下記の点に留意するなど、適切に対応いただきますようお願いいたします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いいたします。

なお、今回厚生労働大臣が定めることとされた運用指針（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下「運用指針」という。））において、学校の臨時休業の要請について示されていますが、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の開始及び解除の要請があった場合の学校の設置者の対応については、従来からお示ししている「新型インフルエンザに関する文部科学省行動計画」や5月1日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第2報）」等と変更ありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

また、都道府県保健部局等から学校の臨時休業終了の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の終了時期及び対象校を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるようにすること。

なお、運用指針において、地域を（１）、（２）に分け、次に掲げる考え方により、各地域において対応することとされていることに留意すること。また、（１）、（２）のどちらの地域であるかは、各都道府県、保健所設置市等が、厚生労働省と相談の上、判断することとされていること。

 - (1) 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域
 - ① 発生した患者が学校に通う児童生徒である場合、また、発生した患者が児童生徒以外であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがある場合、学校については、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し要請する。
 - ② 休業の要請については、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の解除を、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し要請する。
 - ③ 解除後に患者が発生した学校については、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し、個別に臨時休業を要請する。
 - (2) 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域

急速に患者数が増加していると判断された地域においては、設置者は、臨時休業（学級閉鎖を含む。以下同じ。）について、季節性インフルエンザと同様の対応をとることとする。すなわち、学校で患者が多く発生した場合、当該学校の児童生徒を感染から守るために、当該学校等について、その設置者の判断により臨時休業の開始及び終了を実行する。

なお、この場合、学校の設置者は、都道府県保健部局等とよく相談し、正確な情報に基づき適切に対応することが必要である。
- 2 臨時休業等の措置を行った学校においては、当該期間中の生活指導、学習指導及び保健指導に十分な配慮がなされること。
- 3 今回改定された「基本的対処方針」では、「患者や濃厚接触者が活動した地域」であっても、外出については自粛要請を行わないとされ、集会・スポーツ大会等については一律に自粛の要請を行わないこととされていることから、国内の修学旅行等についても、臨時休業等の措置を講じている学校を除き、自粛を求める状況ではないと認識していること。
- 4 海外修学旅行については、引き続き外務省の渡航関連情報及び感染症危険情報等を注視し、適切に対応すること。なお、メキシコへの海外修学旅行等については、4月28日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について」において、自粛を

含め再検討するよう学校に指導することとしていたが、5月22日、外務省のメキシコへの渡航情報が変更されたため、メキシコ以外の国への渡航と同様の扱いとすること。

(参 考)

- (別紙1) 基本的対処方針（新型インフルエンザ対策本部 平成21年5月22日改定）
- (別紙2) 「基本的対処方針」等のQ&A
- (別紙3) 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（平成21年5月22日厚生労働大臣決定）
- (別紙4) 新型インフルエンザ対策行動計画等（抜粋）

- 文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口
対応時間：午前9時～午後6時30分（平日、休日ともに）
電話番号：03-6734-2957

- 参考ホームページ
(首相官邸ホームページ)
<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>
(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
(外務省ホームページ)
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
(文部科学省ホームページ)
http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

<臨時休業（休校）の状況について>

文部科学省のホームページに臨時休業（休校）の状況を掲載しておりますので、参考までにお知らせいたします。

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/syousai/1266888.htm

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係（内2918）
- 国内修学旅行：初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係（内3057）
- 海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課国際理解教育係（内3562）
- 国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係（内3498）
- 私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係（内2532）
- 専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係（内2939）
- 社会教育施設：生涯学習政策局社会教育課法規係（内2973）
- 社会体育施設：スポーツ・青少年局企画・体育課施設係（内2672）
- 文化施設：文化庁文化部芸術文化課推進係（内3163）

※別紙添付省略

(2) 平成 21 年 6 月 19 日 発出 文部科学省事務連絡

事 務 連 絡
平成 2 1 年 6 月 1 9 日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について (第 7 報)

今回の新型インフルエンザ (A/H1N1。以下同じ。) に関し、諸外国の患者発生状況、これまでの我が国の患者発生状況等にかんがみ、本日、厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(以下「運用指針」という。) が別紙のとおり改定されましたのでお知らせします。

については、学校の臨時休業をはじめとする新型インフルエンザに関する対応に当たっては、改定された運用指針、「基本的対処方針」、これまで発出した事務連絡等に基づき、特に下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校(専修学校・各種学校を含む。)、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校(専修学校・各種学校を含む。)等に対して、周知をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いします。

記

- 1 運用指針において、「これまでは感染者・患者の発生した地域を大きく「感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域」と「急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域」の2つのグループに分けて指針の運用を行ってきたが、このグループ分けを廃止する」とされたこと。

したがって、平成 2 1 年 5 月 2 2 日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について (第 5 報)」記 1 については、廃止すること。

2 運用指針において、「学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する」とされたこと。

これを踏まえ、

(1) 学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談すること。

(2) 都道府県保健部局等から当該学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の要請があった場合、学校の設置者は、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。

3 運用指針において、「なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である」とされたこと。

これを踏まえ、都道府県保健部局等から患者が発生していない学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。

4 運用指針において、「保健所においては、従来から学校等におけるインフルエンザの集団発生につながる出席停止や臨時休業の状況を把握しているが、今後は、より迅速に把握する」とされたこと。

これを踏まえ、学校の設置者は、出席停止及び臨時休業を行った場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条の規定に基づき、速やかに保健所に連絡すること。

5 新型インフルエンザに関して速やかに事態の把握と情報伝達を行うため、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業を行った場合は、就業時間内外を問わず、速やかに下記まで報告すること。

なお、文部科学省のホームページに臨時休業（休校）の状況を掲載していること。（http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/syousai/1266888.htm）

【報告先】

スポーツ・青少年局学校健康教育課 保健指導係

① 平日（9：30～18：30）

TEL：03-5253-4111【代表】

（内線2918、2070、2976、3379）

② 平日（上記時間外）

TEL：03-6734-2918

03-6734-2976

③ 休日及び②の番号につながらない場合

TEL：080-5873-1950

④ FAX番号

FAX：03-6734-3794

※別紙添付省略